

○国土交通省告示第三百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道33号改築工事（高知西バイパス・高知県吾川郡いの町枝川字
椋地内から同町波川字五百地地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用水路付替工
事

第3 起業地

1 収用の部分 高知県吾川郡いの町枝川字椋、字森山、字揚土、字ヨシカ中、字籠谷、
字松原、字峯ノ岡、字前田、字福ノ岡及び字神ノ谷並びに字茗荷谷奥、字坂口、字大
谷、字神母崎、字平岩ノ上、字東谷、字南谷奥、字黒岩谷、字黒岩谷ノ上、字三ツ森、
字シンサキ、字三世庵、字菖蒲谷ノ上、字菖蒲谷、字岩神、字岩神ノ上、字奥名、字
奥名西、字城山、字山本、字天神山、字天神南、字西森、字砂森及び字出来地並びに
大内字城ケ谷山、字ウツシリ、字トイ道添、字トイノ奥、字カトタ、字貢山、字ソエ、
字ハキ原、字ハイバラ及び字エソエ、鎌田字長田、字西山及び字石カマタ並びに波川
字ウワシカ谷、字月田、字六月バタ、字南松崎、字ヒガンデン、字南松崎北分、字マ
カリタ、字コクワ橋、字ミソタ、字西山坂ノ下、字ハリギ、字シヤリコウ、字ドイカ
ハナ、字フカ及び字五百地地内

2 使用の部分 高知県吾川郡いの町枝川字ヨシカ中、字松原、字峯ノ岡、字前田、字
福ノ岡及び字神ノ谷並びに字茗荷谷奥、字坂口、字大谷、字東谷、字南谷奥、字菖蒲
谷ノ上、字菖蒲谷、字奥名、字奥名西、字城山、字山本、字天神南、字西森、字砂森
及び字出来地並びに大内字城ケ谷山、字ウツシリ、字トイ道添、字トイノ奥、字カト
タ、字貢山、字ソエ、字ハキ原及び字ハイバラ、鎌田字長田、字西山及び字石カマタ
並びに波川字ウワシカ谷、字月田、字コクワ橋、字ミソタ、字西山坂ノ下、字ハリギ、
字シヤリコウ、字フカ及び字五百地地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断さ
れるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県吾川郡いの町枝川字椋地内から同町波川字五百地地内までの延長5.5kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道33号改築工事（高知西バイパス）並びにこれに伴う町道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道33号改築工事（高知西バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道33号（以下「本路線」という。）は、高知市を起点とし、高知県吾川郡いの町、愛媛県伊予郡砥部町等を経て松山市に至る延長約121kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、吾川郡いの町の中心市街地を通過し、県都高知市と本路線沿線地域とを結んでいることから、通勤・通学等の現道を通過する交通や地域住民による地域内交通に利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、吾川郡いの町北内地内で23,633台／日であり、現道の混雑度は2.25となっている。

本件事業の完成により、現道を通過する交通を本件区間が分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年12月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講じるべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、準絶滅危惧として掲載されているヤリタナゴ、アカハライモリ、キイロサナエ等が確認されているが、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は軽微とされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサカワサイシン、ユキモチソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在するが、いずれについても発掘調査が完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和57年10月26日に都市計画決定され、平成13年5月1日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う町道及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、吾川郡いの町長を会長とする国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県吾川郡いの町役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 高知県吾川郡いの町鎌田字長田、字西山及び字石カマタ並びに波川字ウワシカ谷、字月田、字六月バタ、字南松崎、字ヒガンデン、字南松崎北分、字マカリタ、字コクワ橋、字ミソタ、字西山坂ノ下、字ハリギ、字シヤリコウ、字ドイカハナ、字フカ及び字五百地地内